

報告第 2 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、これを本議会に報告する。

平成 25 年 3 月 7 日

三朝町長 吉 田 秀 光

専決第 2 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び三朝町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成 25 年 2 月 4 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

（三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第 1 条 三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年

三朝町条例第 32 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(介護補償)</p> <p>第 10 条の 2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を受給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して町長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成 17 年法律第 123 号) 第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第 7 項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 略</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第 10 条の 2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を受給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して町長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法</u> (平成 17 年法律第 123 号) 第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第 7 項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 略</p>

第 2 条 三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分

に改める。

改正後	改正前
<p>(介護補償)</p> <p>第 10 条の 2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を受給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して町長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）<u>第 5 条第 11 項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第 7 項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 略</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第 10 条の 2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を受給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して町長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）<u>第 5 条第 12 項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第 7 項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 略</p>

(三朝町特別医療費助成条例の一部改正)

第 3 条 三朝町特別医療費助成条例（昭和 48 年三朝町条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(助成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第5条第23項に規定する自立支援医療（以下「自立支援医療」という。）の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）にあつては、医療費の全額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(一部負担金)</p> <p>第4条 前条第2項第2号の一部負担金の額は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）又は同法第88条第1項に規定する訪問看護事業を行う事業所ごとに、それぞれ1月につき同法第76条第2項及び第3項又は第88条第4項の規定により算定された額（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u>（平成18年政令第10号）第35条第1号に規定する高額治療継続者にあつては、その者が<u>障害者の日常生活</u></p>	<p>(助成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第5条第23項に規定する自立支援医療（以下「自立支援医療」という。）の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）にあつては、医療費の全額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(一部負担金)</p> <p>第4条 前条第2項第2号の一部負担金の額は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）又は同法第88条第1項に規定する訪問看護事業を行う事業所ごとに、それぞれ1月につき同法第76条第2項及び第3項又は第88条第4項の規定により算定された額（<u>障害者自立支援法施行令</u>（平成18年政令第10号）第35条第1号に規定する高額治療継続者にあつては、その者が<u>障害者自立支援法</u>第52条の支給認定を受けた自立支援医療の種</p>

<p>活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 52 条の支給認定を受けた自立支援医療の種類に係るものを除く。)に 100 分の 10 を乗じて得た額 (その額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げた額) とする。</p> <p>2～6 略</p>	<p>類に係るものを除く。)に 100 分の 10 を乗じて得た額 (その額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げた額) とする。</p> <p>2～6 略</p>
---	---

第 4 条 三朝町特別医療費助成条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(助成)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) <u>第 5 条第 22 項</u>に規定する自立支援医療 (以下「自立支援医療」という。)の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第 53 条第 1 項の申請をしない者 (以下「自立支援医療未申請者」という。)を除く。)にあつては、医療費の全額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p>(助成)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) <u>第 5 条第 23 項</u>に規定する自立支援医療 (以下「自立支援医療」という。)の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第 53 条第 1 項の申請をしない者 (以下「自立支援医療未申請者」という。)を除く。)にあつては、医療費の全額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p>

#### 附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。